

2026年度も「居住支援手当」の支給を継続いたします

2026年度も「居住支援特別手当（ふれあいでは“居住支援手当”の項目で支給）」の支給が継続されると東京都より公表されました。ふれあいでは5年以上の継続勤務者へも特別手当として居住支援手当を加算し、5年未満の継続勤務者と同等の手当を継続いたします。



■「居住支援手当」の支給について■

支給対象者 (事務職、ドライバー等を除くすべての職種)	金額 (職種により一部例外あり)	支払期間
① ふれあいで月80時間以上の勤務がある ※移動支援・事務の勤務時間は含まない ② 他の介護事業所から「居住支援特別手当」の支給を受けていない ※2か所以上の介護事業所から「居住支援特別手当」の支給を受けることはできません ①・②の条件をすべて満たす方	ふれあい入社後5年未満の方 居住支援手当：月額 20,000円	東京都居住支援特別手当事業の実施期間
	ふれあい入社後5年以上の方 居住支援手当：月額 10,000円	

■5年以上継続勤務者への「特別手当」の支給について■

上記の通り、東京都実施の居住支援特別手当は5年未満の勤務者が20,000円/月の支給であるのに対し、5年以上の勤務者は10,000円/月となっております。ふれあいでは、長く働き続ける方を応援する目的で、下記の通り「特別手当」10,000円/月を居住支援手当に加算して支給いたします。

支給対象者	金額	支払期間
① ふれあいで月80時間以上の勤務がある ※移動支援・事務の勤務時間は含まない ② 他の介護事業所から「居住支援特別手当」の支給を受けていない ③ ふれあいに5年以上続けて勤務している ①～③の条件をすべて満たす方 (ふれあいより居住支援手当10,000円/月支給を受ける方)	特別手当：月額 10,000円	東京都居住支援特別手当事業の実施期間

2025年度書類の提出はお済みでしょうか？

2025年度初め（途中入社の方は入社時）に「2025年度提出書類一式」を配布しております。

提出がまだの方は **2月27日（金）までに提出** をお願いいたします。

2月27日（金）までに提出のあった方に、2026年4月賞与にて「書類提出手当」および「訓練報告手当」を加算いたします。

各種書類を3月末以降に配布いたします

- 2026年度 労働条件通知書
- 2026年度 提出書類一式
- 2026年度 健康診断のご案内

こちらの書類を3月末～4月上旬に郵送、または手渡しにて配布いたします。



■ 社会保険加入について ■

<input type="checkbox"/> 週の勤務時間が 20時間以上 <p>※残業時間は原則、含みません。</p>	<input type="checkbox"/> 給与が月額 88,000円以上 <p>※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。</p>
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超えて働く予定がある 	<input type="checkbox"/> 学生ではない <p>※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。</p>

▲ 4項目すべてに該当する方は**社会保険加入の対象者**です

週20時間以上もしくは月80時間以上の勤務が2ヶ月続くと、3ヶ月目より社会保険加入の対象者となります。

ダブルワークなどで他の事業所にて社会保険に加入していても、ふれあいでの加入が必要となります。

扶養に入っている方も、対象者となった場合は社会保険の加入が必要となります。

働き方についてご相談ください。

■ 社会保険離脱について ■

- 週の勤務時間が**20時間未満**
- 給与が月額**88,000円未満**

▲ 2項目すべてに該当する方は**社会保険離脱の対象者**です

週20時間未満もしくは月80時間未満の勤務となる場合、社会保険離脱の対象者となります。

(例) 3月の勤務が80時間未満の場合

→4月1日に社会保険離脱

突発的な時間の変更で、今後月80時間以上の勤務見込になる方は国立事業所までご相談ください。



2026年4月1日より自転車の罰則強化が始まります



2026年4月1日から、自転車にも青切符（交通反則通告制度）が導入され、違反者には反則金や場合によって刑事処分が科されます。自転車を利用する方は、交通ルールを守りましょう。

こちらをご参照下さい 警視庁「自転車も交通反則通告制度開始」：<https://x.gd/AvicT>

● 自転車保険に入りましょう！

会社で加入のヘルパー保険や労災では自転車事故で自身のケガは補償されても、相手方への対人補償はありません。ご自身で必ず「TSマーク」や「自転車保険」にご加入ください。

● 自動車・バイク保険に入りましょう！

会社で加入の保険ではマイカーやバイクでの通勤や業務中の対人・対物事故や、車上荒らしは補償されません。ご自身で必ず任意保険にご加入ください。

「技術指導を目的とした会議」開催のお知らせ 3/11(水) 11:00～

月に一度「技術指導を目的とした会議」をオンラインで開催しております。2026年3月の会議の詳細は下記の通りとなります。訪問介護で働く方は**全員参加が必須**です。（オンラインや動画視聴での参加可）

日時：2026年3月11日(水)11:00～
 場所：Zoomにてオンライン会議
 対象者：訪問介護従業者(全員参加)

■ 3月11日(水) 11:00 Zoomオンライン会議 ■

ミーティングID： 873 5026 9750

パスコード： 8qNSKa

URL： <https://x.gd/XWJ6I>



※事前予約は不要です。当日Zoomで会議にご参加ください。

■ 2026年2月18日(水)の「技術指導を目的とした会議」に参加できなかった方へ ■

会議動画をYouTubeに公開しております URLまたはQRコードからご視聴下さい

【2026/2/18 「アンガーマネジメント(後編)」 会議動画URL】

<https://youtu.be/XRhyOgk6rE>

